

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和6年6月3日付けの愛の手帳交付申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

I Q 6 7は知能測定値では4度域なので、愛の手帳交付適応だと思う。精神症状による影響は少ないと考察できる。したがって、本件処分は違法である。検査当日も安定していた。

お金や人ごみ、新天地での生活が厳しいことが、愛の手帳の4度に入ることは事実であることは明白である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月20日	諮問
令和7年 8月 8日	審議（第103回第4部会）
令和7年 9月12日	審議（第104回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添えて、その者が18歳以上にあつては心障センターを判定機関とし、判定機関の長（心障センター所長）を経由して、知事に申請しなければならないとしている。

同条4項は、申請書を受理した心障センター所長は、都要綱4条の規定により都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び当該知的障害者が18歳以上にあつては都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。

(3) 都要綱5条1項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するとし、同条3項は、同条1項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとするとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」は「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」は「程度不明」とされ、「1度

(最重度)」から「4度(軽度)」まで及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとされている。

- (4) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日付42民児精発第58号)4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ67であり、これは個別判定基準表における4度(知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50~75)に相当するものである。

しかし、面接等で、請求人は、「今日は猫に網戸を壊されて4時に起きて網戸を直した。眠いです。」、「調子には波があつてまちまちな感じ」、「今日の体調、緊張してる。30点」と発言していることから、令和6年4月12日の上記検査結果については、睡眠不足や精神症状による影響を考慮する必要もあると考えられる。

また、請求人が面接等の際提示した診療情報提供書(同年3月8日付けで主治医が作成したもの。以下「本件診療情報提供書」という。)によれば、「平成19年4月 WAIS III FIQ74、VIQ78、PIQ75」「平成31年8月 WAIS III FIQ76、VIQ80、PIQ76」とされている。

以上のことから、面接等での知能測定値は4度の範囲内ではあるが、当該検査結果は、請求人の本来の知的能力を反映していない可能性が高いといえる。

#### イ 「知的能力」について

面接等で、請求人は、学業について、「テストの点が悪かったから居残りをさせられた。」、「成績はよくなく、順位は下から数えた方が早かった。」と話していた。本件診療情報提供書によれば、「小学校

は成績まずまずだったが小学校〇年から休みがちで中学時代はうまくなじめず不登校。中学は成績つけられず」と記載されている。

なお、請求人は、高校には進学せず、理髪店に就職し、平成17年に通信制の理容専門学校に入り、理容師免許を取得している。

また、面接等では、就労移行支援事業所に通所し、「MOS」を勉強し、エクセル、ワードの初歩的なもののスペシャリストを取ったと話しており、一定のパソコン操作が可能であることが認められる。さらに、面接等の際、請求人が提示したパソコン等で作成された請求人自身の「障害について」、「今年目標」及び「自分の生活上で配慮してほしいこと」を見ると、請求人には自身の障害の状態を把握し、それを他者に伝える力があると考えられる。

以上により、知的能力は「非該当」に相当すると判定されている。

#### ウ 「職業能力」について

請求人は、中学卒業後、理髪店に就職し、平成17年に通信制の理容専門学校に入り、理容師免許を取得している。面接等では、理髪店では、カット、シャンプー、カラー、白髪ぼかしなどの業務を行っていたことがあり、2か月ほど店長代行をしていた時期もあったと話していた。

現在は、請求人自身で探した、〇〇の倉庫の仕分け作業を体調のよいときに行っているとのことである。

以上により、職業能力は「非該当」に相当すると判定されている。

#### エ 「社会性」について

面接等で、請求人は、前職の「会長、社長ともまだつながり」があることや、特定のアイドルのライブに行くこと、一人で〇〇への飛行機の予約を取り、日帰りで行ったことがあることを話した。

また、就労は、障害枠を使ったことはなく、現在は、請求人自身で探した倉庫の仕分け作業の仕事をしており、体調をみながら従事しているとのことであった。

以上により、社会性は「非該当」に相当すると判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

面接等には、請求人一人で来所し、自らの成育歴や職歴等について説明することができていた。

面接等では、自己破産のときは、弁護士に教えてもらいながら書類を書いたことや、原因が娯楽のため裁判所が選んだ管財人がつい

たことなど、借金をした際のエピソードを具体的に話し、自己破産の手續の説明も一定程度できていた。

以上により、意思疎通は「非該当」に相当すると判定されている。

カ 「身体的健康」について

診療情報提供書によれば、請求人は、傷病名「うつ病、境界知能」の治療中であり、現在、ラミクタール錠、デパケンR錠、ワイパックス錠、イフェクサーSRカプセル、デエビゴ錠、リフレックス錠、メイラックス錠が処方されている。また、既往歴に、頭痛、過敏性腸症候群、I g a糸球体腎炎、気管支炎等がある。

以上により、身体的健康は、個別判定基準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

キ 「日常行動」について

面接等で、請求人は、イライラすることはあるとのことであった。また、昔は〇〇したり、〇〇したりしたこともあったが、現在は〇〇はないとのこと。調子のよいときは、日常行動は普通にできるが、調子には波があってまちまちな感じで、気分が下がったりして仕事に行けないことも多いとのことである。

以上により、日常行動は、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

面接等で、請求人は、一人暮らしを10年程度しており、食事は、一人で米を炊き、レトルト食品をゆでて食べることができる、排泄、着脱衣、入浴、身だしなみ、交通機関の利用等も自立しており、片付けは苦手だが、今はゴミだらけではないと話していた。

金銭管理については、過去に数百万円の借金を複数回し、自己破産をしたことがあり、現在も20～30万円程度の借金があるとのことだが、面接等ではそのことについて、請求人自身も問題視している様子がみられた。

以上により、基本的生活は「非該当」に相当すると判定されている。

ケ 小括

上記アからクまでのとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち5項目が非該当、2項目が4度（軽度）相当、1項目が

3度（中度）相当とされている。

上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできない。

また、請求人は、精神障害者保健福祉手帳2級を所持しており、4度相当及び3度相当とされた項目も、精神症状による影響が大きいと考えられ、知的障害に起因するものとは判断できない。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としては、非該当と判断するのが相当である。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA37 MA10:9 IQ67 鈴木ビネー改訂版 R6.4.12 検査実施。知能測定値は4度域だが、精神症状による影響が大きいと考えられる。」と、社会診断所見欄には「知的障害に起因する日常生活上の支障は認められない。」とそれぞれ記載されている。

#### (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「前各号（1度から4度まで及び程度不明）に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。」に該当し、非該当と判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張し、本件処分を取り消し、障害の度数を4度とする愛の手帳を交付することを求めている。

しかし、前述（1・(2)から(4)まで）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「非該当」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2 (略)